

直轄地すべり対策事業 <公共>

<対策のポイント>

農用地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

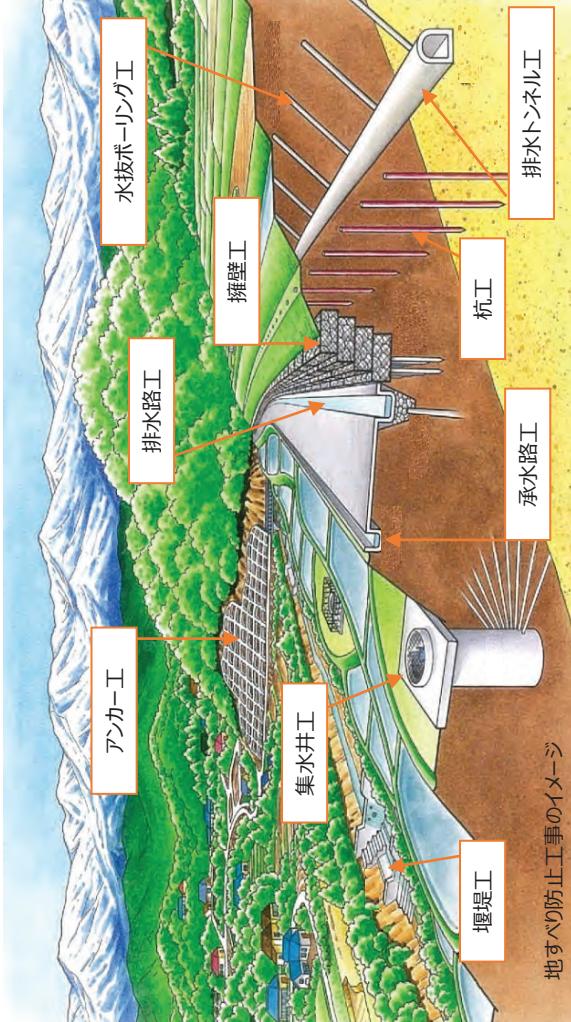
地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がすべる現象のこと。

<事業イメージ>



<事業実施主体>

国（国費率：2/3）

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

【令和5年度予算概算決定額 720（440）百万円】

水資源開発事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 8,500（8,010）百万円]
(令和4年度補正予算額 610百万円)

<対策のポイント>

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業水利施設の整備・管理を行い、農業用水の確保、安定供給を図ります。

<事業目標> 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

食料の安定供給の確保、農業の持続的発展等に必要な農業用水の安定的な供給のため、各水資源開発水系において閣議決定された水資源開発基本計画に基づく以下の事業を実施します。

1. 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行い、水利用の合理化と安定を図るとともに、突発事故等不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策や災害防止対策、支線水路の更新対策等を行います。

2. 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設のうち、重要度・緊急性の高い施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3. 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4. 事業計画等検討調査

地域の農業構造や営農形態等の変化を踏まえ、必要な施設設計画等を策定するための調査を実施します。

<事業の流れ>

2/3等



独立行政法人
水資源機構



<事業イメージ>

○施設の改築



<事業イメージ>



管水路における漏水事故 PC管の劣化 管水路の改築 (イメージ)

○施設の適正な管理



監視・操作

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3501-5604)
管水路の機能診断

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円】
(令和4年度補正予算額 81,975百万円)

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割「令和5年度まで」）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

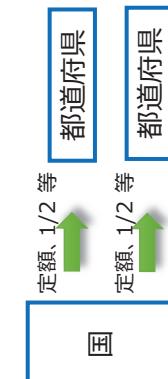
3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畠地化・汎用化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3、4の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

<対策のポイント>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割「令和5年度まで」）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

農業競争力強化農地整備事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円の内数]
(令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<事業の内容>

1. 農地整備事業
地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び當農環境の整備と経営体の育成を一貫的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能
(定額助成は令和7年度採択分まで)

※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1、3の事業）

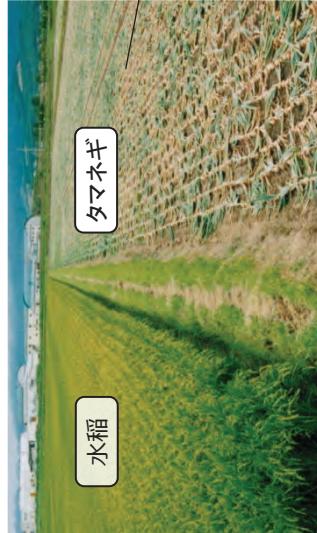
※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

- 地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業後) 大区画化・整形した農地



(事業前) 小規模で不整形な農地

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

<事業の流れ>



- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水分施設整備 等
附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び農環境の整備と経営体の育成・支援を一體的に実施



<整備前>



<整備後>

農地集積/促進事業（促進費）

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
・助成割合



水稻

タマネギ

大区画化による農作業効率の向上

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国営負担割合は50%等

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画関連地区又はスマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画関連地区又はスマート農業に取り組む地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで）
※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためにには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することができます
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	令和4年度助成単価※ 〔主なもの〕	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	（）は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	（）は樹園地の場合
明渠排水	バックホウ	1.5万円/100m	
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	

③水田貯留機能向上支援（定額助成）

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

3. 実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算（明渠排水を除く）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共> [令和5年度予算概算決定額 63,319 (62,717) 百万円の内数] (令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出し手は整備されない農地を借り受けず、農地の出し手(は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まない)おそれがあり、このため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

<事業目標>

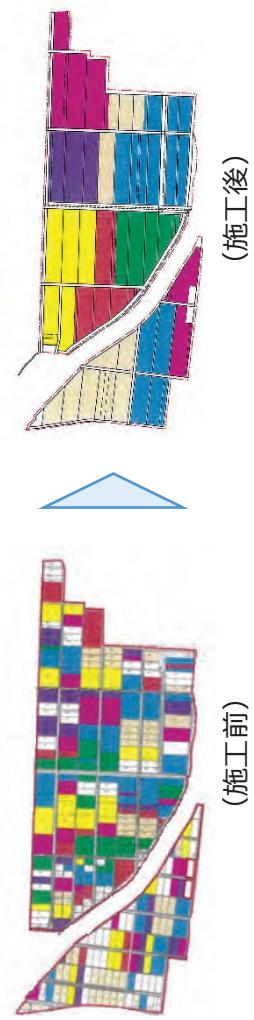
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]

<事業の内容>

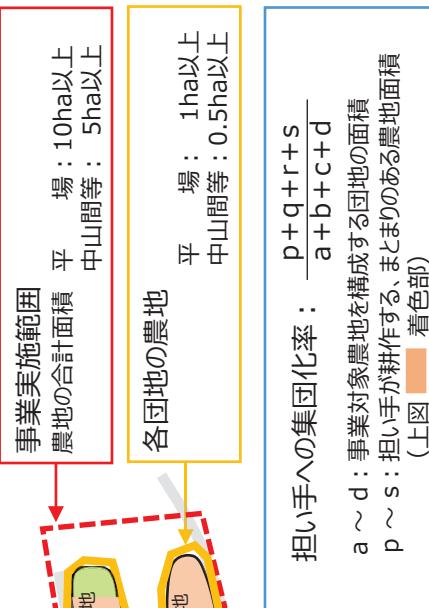
- 農地整備事業**
【対象工種】区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設等
【附帯事業】機構集積推進事業
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等
には特別徴収金を徴収 等
- 実施計画等策定事業**
農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能
(定額助成は令和7年度採択分まで)

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手(は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



- 事業実施区域**：以下の①又は②の期間が15年以上の農地
①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている期間
- 事業対象農地面積**：10ha以上（中山間地域は5ha以上）
(各団地は1ha以上 (中山間地域は0.5ha以上)
のまとまりのある農地)
- 集団化要件**：全ての事業実施地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集積する
収益性要件：事業完了後5年以内 (果樹等(は10年以内)に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減 等

<事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

※ 農地整備事業の場合

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)